

# 唐戸市場会議室等運用基準

令和 5 年 1 0 月 1 日  
下関市農林水産振興部市場流通課

下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例（以下「条例」という。）第 4 3 条第 1 項で規定するその他の使用条件及び条例第 4 8 条第 1 項で規定する使用料の減免について次のように定める。

## I 定義

唐戸市場会議室等とは、条例別表（第 4 8 条関係）に定める唐戸市場内の「大会議室」、「小会議室」、「多目的室」及び「魚食普及センター」をいう（以下「会議室等」という。）。

## II 申請許可基準

- 1 会議室等の申請について次のとおりとする。
  - (1) 会議室等の使用申請は、原則として 3 ヶ月前からできるものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときはこの限りでない。
  - (2) 下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例施行規則で定める市場施設使用許可申請書（様式第 2 2 号）は、原則として会議室等を使用する日の 3 執務日前までに提出しなければならない。
- 2 次に掲げる場合は、原則として使用許可をしない。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがあるとき。
  - (3) 金銭の授受を伴った販売行為等のための使用と認められたとき。
  - (4) 政治活動での使用と認められたとき。
  - (5) 宗教活動での使用と認められたとき。
  - (6) 管理上支障があると認められるとき。
  - (7) その他市長が必要と認めるとき。

## III 使用条件

会議室等の使用条件を次のように定める。

- 1 会議室等使用条件
  - (1) 使用財産の管理については、善良な管理者の注意をもって使用財産の維持管理をすること。
  - (2) 使用財産を使用許可した目的外の用に供しないこと。
  - (3) 財産の使用に伴う事故については、使用者がその責任を負うこと。
  - (4) 使用財産に必要な機器は、使用者自らが設置し、維持管理も全て使用者

の負担で行うこと。

- (5) 使用期間中であっても、所有者の事情等により使用財産の返却の指示等があった場合、速やかに原状に復すること。また、返還の期日の指定があった場合は、指定日までに原状に復旧のうえ返還すること。
- (6) 市長が使用期間中使用財産の使用状況について実地調査し、又は所要の報告を求めたときは、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠らないこと。
- (7) 使用者が持参した物品が財産の管理上支障をきたす場合、ただちに改修すること。
- (8) 国、地方公共団体又は条例で定める市場関係事業者が主催もしくは共催する定期的な講座に用いる物品等について、会議室等での保管を希望する場合は、物品保管許可申請書（別記様式第1号）を提出すること。
- (9) 物品保管の許可をしたときは、物品保管許可書（別記様式第2号）を当該申請した者に交付する。
- (10) 上記（9）以外で用いた物品等は使用者が責任をもって持ち帰ること。
- (11) 上記（10）の規定により物品を保管する際、保管場所は市長の指示に従うこと。保管物品の紛失、損傷等について市は賠償の責めを負わない。ただし、市の責による時はこの場合でない。
- (12) 使用に伴い発生するゴミについては、使用者が責任をもって持ち帰ること。
- (13) その他市長が指示する事項。

## 2 魚食普及センター使用条件（特記事項）

使用者は、魚食普及センターの使用終了後、調理器具を所定の場所に戻し、魚食普及センター調理器具等使用点検表（別記様式第3号）を提出すること。

## 3 大会議室及び小会議室使用条件（特記事項）

飲食を目的として使用しないこと。

## IV 使用料

会議室等の使用料について、条例第48条第1項の規定で定めるもののほか、使用料減免の規定について次のとおり定める。

### 1 使用料の納付

- (1) 市長は、会議室等の使用料を納付させるため、条例第48条第1項及び条例別表（第48条関係）に基づき、使用者に納付書を発行する。
- (2) 市長は、使用を許可した後、速やかに納付書を発行する。
- (3) 使用料は、原則として事前納付とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

### 2 使用料の減免の基準

(1) 条例第48条第1項のただし書きの規定により市長が特別の事情があると認めるときに使用料を減免するのは、次のとおりとする。

① 国又は地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に供するために使用するとき。 全額

② 下関市が共催するとき。 全額

③ 市場業務の円滑な運営を維持する目的で使用するとき。 全額

(2) 上記(1)の規定により使用料の減免を受けようとする者は、市場施設使用料減免申請書(別記様式第4号)を使用する日の前日までに提出しなければならない。ただし、使用する日の前日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の執務日までに提出しなければならない。